

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VI 権利闘争

4 総評の不当労働行為にたいする闘争

不当労働行為やり得粉碎討論集会

最近における企業や当局の不当労働行為に抗議して、七九年七月一三日、総評主催の「不当労働行為やり得粉碎討論集会」が開かれ、労組法改正をふくむ不当労働行為救済制度改善にむけ、一〇〇〇万署名活動などを展開していくことが決議された。会場の日本女子会館(東京・芝)には、一七単産、三県評などから一二〇人が参加。終日熱心な講論がおこなわれた。

まず蛸谷総評常任幹事が基調報告。「この二〇年余の間に新規申立て件数が倍増する一方、処理日数は一〇倍になっている。最近では地労委命令が出されても行政訴訟にもちこまれるなど、労働委員会制度は救済実効性確保に有効に機能していない。吉野石膏では緊急命令却下という暴挙がなされており、不当労働行為は「やり得」というのが実情だ」として、(1)不当労働行為にたいする科罰制裁の強化、(2)命令の迅速化とその実効性の確保、(3)緊急命令の即時決定、(4)再審査と行政訴訟の改善、(5)労働委員会事務局の強化、(6)公労委、国公・地公労制度の改善等、不当労働行為救済制度改善の具体的提案をおこなった。つづいて、原中労委委員が「審査手続の基本的なあり方」に関する労委労協の検討事項について、上条弁護士が吉野石膏を中心とする緊急命令制度の問題点について報告した。各単産・職場からの報告では、不当労働行為の実態とたたかひの問題点が明らかにされ、「地労委命令が出されても、全部地裁か中労委にもっていかれている」(全造船)、「緊急命令却下にたいし組合の存在意義をかけて闘いぬく」(吉野石膏)、「都労委命令がでて職場の荒廃はすすむ一方。法改正も必要だが「やり得」を許さぬ態勢を作ることが問題」(北辰電機)、「都労委命令にたいし、会社側は逆に組織活動破壊の実効確保申立てをおこなってきた。こんな経営者には刑罰が科されるべきだ」(C&S)、「職場・地域の闘いが結果としていい命令を出させる。「やり損」を思い知らせる闘いを」(ニチモウキグナス)などの意見が出され、「権利センター」設置の必要性も強調された。

集会は、労組法改正をふくむ不当労働行為救済制度改善の運動を強化し、一〇〇〇万署名活動を全国的に展開することを決議して散会した。

象徴としての吉野石膏事件

この集会の背景となっているのは、労働者側の不当労働行為制度にたいする危機感であるが、これをもっとも強くもり上げたのが吉野石膏事件である。これは、労働委員会が不当労働行為と認定した事案が裁判所に提訴され、その際労働委員会が緊急命令の申立てをしたのにたいし、これを裁判所が却下するという異例の事件であるが、この事件に象徴されるいわゆる「司法反動」、労働者側の裁判所不信がこの集会の根底にあるとみられる(なお詳しくは第三部-VII「労働判例の動向」参照)。

【参考資料】(1)総評『調査月報』、同『労働ニュース』、(7)『労働経済旬報』、(3)全通新聞その他の組合機関紙

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
